

# 出席停止の学校感染症と停止期間基準

平成24年4月1日付で学校保健安全法の一部改正がありました。

種類	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	・エボラ出血熱・クリミアゴング熱 ・痘瘡・南米出血熱・ペスト ・マールブルグ病・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ病原体がインフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。（鳥インフルエンザH5N1という）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日が経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（ふうしん・三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日経過するまで
	結核	感染のおそれがないと医師が認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないとみとめるまで
第三種	・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス ・腸管出血性大腸菌感染症・パラチフス ・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎	感染のおそれがないと医師が認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症・手足口病・感染性胃腸炎・ウイルス性肝炎・伝染性紅斑 マイコプラズマ肺炎 等	状況により出席停止等の処置が必要になりうる感染症の例。 診断されたらお知らせ下さい。